

★補助対象経費の具体例★

子ども食堂推進事業費補助金の対象経費の具体例は以下のとおりです。
申請の際の参考としてください。

①子ども食堂開設費（新規開設者のみ）

	対象となるもの	対象とならないもの
改修費	手すり設置費、スロープ設置費、水回り工事、トイレ工事、内装工事 等	運営費にあたる食材費（飲食物費用）、保険料、人件費 等
消耗品費 備品購入費	調理用具、食器、PR用のぼり、冷蔵庫、家具、電子レンジ、トースター 等	

②学習推進事業費

	対象となるもの	対象とならないもの
本類	ドリル類、図鑑、絵本、紙芝居、児童図書、参考書、学習漫画（歴史等） 等	学習要素のない漫画（コミックス等）、ギター、電子ピアノ等の楽器類、ノートパソコン等の電子機器類 等
知育玩具類	積み木、パズル、学習教材キット 等	
工作に必要なもの	色紙、色画用紙、折り紙、ハサミ、色鉛筆 等（子どもの人数相応分）	
その他、学習支援に必要なもの	鉛筆、ボールペン、消しゴム、用紙、定規、コンパス、ホワイトボード、ホワイトボードマーカー、マーカー消し 等（子どもの人数相応分）	

③子ども食堂感染症対策支援事業費

	対象となるもの	対象とならないもの
衛生用品	消毒液、マスク、フェイスシールド、非接触型体温計、パーテーション、空気清浄機 等	通常の運営に使用する物品、タオル、ティッシュ、トイレトーパー等
その他、感染症対策に必要なもの	紙皿、紙コップ、プラ容器、割りばし、使い捨てビニール手袋、アルコール除菌シート、抗原抗体検査キット 等	

※2022年4月1日以降に支出した経費が補助の対象となります。

※本類は、書名、著作者名、出版社が分かるように領収書に記載するか、内訳書を作成して添付してください。